平成２５年（フ）第７６号
北海道北斗市七重浜２丁目21番19号　シャルム七重浜18号室
債務者　松谷　　豊
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２０５号
山形市あずま町３番30号、前住所山形市大字中桜田59番地９
債務者　鏡　　正信
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６号
静岡県富士市久沢２丁目４番６号
債務者　杉本富美枝
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２５号
静岡県富士宮市大岩856番地の１　ルシェッロ202号、前住所静岡県富士宮市浅間町３番１号　グランシャリオ浅間B102号
債務者　中根　貴浩
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第８８号
埼玉県八潮市大字西袋615番地６
債務者　石川　富雄
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
静岡県富士市松岡220番地の10　リベールＣ―101号
債務者　丸山　映里
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２０３６号
北海道江別市文京台東町20番地の６　文京台グレースハイツ104号室
債務者　高木不二男
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０３７号
北海道江別市文京台東町20番地の６　文京台グレースハイツ104号室
債務者　高木　栄美（旧姓堀川）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４２１号
札幌市厚別区上野幌３条３丁目７番13号
債務者　山口　裕史
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９４２号
札幌市西区八軒６条東４丁目１番13―502号
債務者　林　　明宏
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１１号
札幌市北区北28条西３丁目３番24号　ノースピアホーヨー105号
債務者　大場　英夫
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３４号
札幌市西区八軒８条東４丁目２番１―406号
債務者　勘七　　彰
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３５号
札幌市西区八軒８条東４丁目２番１―406号
債務者　勘七　雅美
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８９号
北海道北広島市中央１丁目５番地２　アンデレハウスＤ―１号
債務者　佐藤あずさ（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０８号
北海道江別市萌えぎ野西18番地の19
債務者　金子　政夫
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１８号
札幌市南区常盤２条２丁目13番５号　森の里４号棟205号
債務者　本間友希夫
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２２号
札幌市豊平区平岸２条３丁目１番17―201号
債務者　品田　圭介
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部